

茨木市・摂津市地域 循環型社会形成推進地域計画

茨 木 市

摂 津 市

令和2年3月17日

令和2年11月30日 変更

令和3年12月13日 変更

令和5年2月24日 変更

目 次

茨木市・摂津市地域 循環型社会形成推進地域計画	1
1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	1
(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	3
(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	3
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	4
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	4
(2) 生活排水の処理の現状	6
(3) 一般廃棄物等の処理の目標	7
(4) 生活排水処理の目標	10
3 施策の内容	11
(1) 発生抑制、再使用の推進	11
(2) 処理体制	13
(3) 処理施設等の整備	18
(4) 施設整備に関する計画支援事業	19
(5) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業	19
(6) 災害廃棄物処理計画策定支援事業	19
(7) その他の施策	20
4 本計画のフォローアップと事後評価	21
(1) 計画のフォローアップ	21
(2) 事後評価及び計画の見直し	21
添付資料 1 対象地域図	22
添付資料 2 一般廃棄物の現状と目標	23
様式 1	25
様式 2	34
参考資料様式 2	35
参考資料様式 7	36
参考資料様式 8	38
ハザードマップ	40

茨木市・摂津市地域 循環型社会形成推進地域計画

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 : 茨木市、摂津市（以下、「本地域」という。）

面 積 : 91.36 km²
(内訳)・茨木市 76.49 km² (茨木市勢要覧 平成 29 年 3 月版)
・摂津市 14.87 km² (摂津市統計要覧 平成 30 年版)

人 口 : 367,644 人
(内訳)・茨木市 281,541 人 (平成 31 年 3 月末現在)
・摂津市 86,103 人 (平成 31 年 3 月末現在)

地 勢 : 茨木市は、淀川北の大阪府北部に位置し、北は京都府亀岡市に、東は高槻市、南は摂津市、西は吹田市・箕面市・豊能郡豊能町に接している。北半分は丹波高原の老の坂山地の麓で、南半分には大阪平野の一部をなす三島平野が広がっている。南北 17.05km、東西 10.07km、面積 76.49km² の、南北に長く東西に短い形で、北から南に向かって安威川・佐保川・茨木川・勝尾寺川が流れている。
摂津市は、大阪府の北部、淀川の右岸に位置し、淀川の豊かな自然に育まれ古くから農耕が盛んで、大阪と京都を結ぶ水陸交通の要所として重要な役割を担ってきた。市域は東西 6km、南北 5km で、西は大阪市や吹田市、北は茨木市、東は高槻市、南は淀川をはさみ守口市や寝屋川市と接している。昭和 41 年 11 月、大阪府内 28 番目の市として市制を施行した。

※対象地域図（添付資料 1）

(2) 計画期間

本計画は、平成 30 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 6 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

茨木市における家庭系一般廃棄物（以下、「生活系ごみ」という。）の排出量については、平成 12 年度をピークに減少し、平成 19 年度のごみ袋透明化や資源物品目別収集の効果によ

り大きく減少した後、緩やかに減少を続けている。また、平成 26 年度には粗大ごみの区分変更、化粧びん・古布の分別収集を開始し、ごみの減量・資源化の指導啓発に努めてきた。今後は、効率的な分別区分を構築するとともに、出前講座等を開催し、市民へごみ分別の啓発を進め、その効果や問題点の整理を行いながら、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの構築を図る。

摂津市における生活系ごみの排出量については、平成 19 年度と平成 29 年度のごみ量を比較すると、11.0%減少している。これまで、戸別収集している「もやせるごみ」の収集を平成 12 年度から透明袋での収集とし、平成 20 年度には「もやせないごみ」をステーション収集から戸別収集に切り替えた。また、平成 2 年度から古紙類、平成 9 年度から缶・ビン、平成 10 年度からペットボトル、平成 18 年度から厚紙類（雑がみ）、平成 26 年度から食品トレイ、平成 28 年度から小型家電、平成 30 年度から水銀使用製品の分別収集を開始し、13 種分別を展開するとともに、ごみの減量及び適正な排出、資源化の指導啓発に努めてきた。

茨木市における事業系一般廃棄物（以下、「事業系ごみ」という。）の排出量についても、平成 12 年度をピークに減少傾向に入ったが、平成 19 年度に指導等の対象となる多量排出事業者の範囲を、「ごみ排出量月 5t 以上」から「月 3t 以上」に拡大し、さらなるごみの減量に努めてきた。また、平成 26 年度には搬入物検査を効率的に行うため、検査装置を導入し、搬入されるごみの適正化と排出元事業者に対する指導強化を図り、ごみ減量への取組を推進してきた。

摂津市における事業系ごみ排出量については、平成 19 年度と平成 29 年度のごみ量を比較すると、事業系ごみについては 14.8%の減少となった。ここ数年の景気回復基調により、ごみ量は微増傾向となった。これまで、平成 15 年度に多量排出者（月 3t 以上）の廃棄物減量計画書提出を条例で規定し、ごみ減量についての指導啓発を実施してきた。また、平成 14 年度に小規模事業者を対象に紙資源の無料回収、平成 18 年度に公共施設などから排出された剪定枝葉をチップ化するなど、ごみの有効活用や資源化を促進してきた。

茨木市では、平成 28 年 3 月に「“もったいない” が^{めづ}るまち いばらき」を基本理念とする茨木市一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの減量・資源化の推進を図ることとしている。

今後は、国の基本方針である「各主体の協働による減量化を推進」、「循環型社会での総合的な再資源化を推進」、「適正排出と適正処理を推進」の下、茨木市一般廃棄物処理基本計画に基づき、市民・事業者・行政がごみの減量・再資源化に対する意識を持ち、ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）を優先した循環型社会の実現に向けた取組を協働して実践することにより、再資源化及び適正排出を推進していく。

生活排水の処理については、衛生的かつ河川の水質悪化等を防ぐ目的から、公共下水道及び合併処理浄化槽により整備を進めていく。

摂津市では、計画期間を平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間とする「摂津市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、『リフューズ』『リデュース』『リユース』『リサイクル』の取り組み推進と『もったいない』の意識づくり、「ごみ収集や処理の適正化」とする基本方針の下、市民・事業者・行政がごみの削減に対する意識を持ち、それぞれの役割と責任を果た

し、協働で循環型社会にふさわしい施策を実施し、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を推進してきた。令和3年3月には、計画期間を令和3年度から令和12年度までの10年間を期間とする「摂津市一般廃棄物処理基本計画」をあらたに策定し、「つかう責任 ずてる責任 持続可能な3Rの実現」を基本理念に、「積極的なごみ減量(リデュース)の推進」と「分別の徹底によるリユース・リサイクルの推進」の基本方針のもと市民及び事業者への啓発並びに協働の取り組みを推進することとしている。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

令和元年8月に策定された新たな「大阪府ごみ処理広域化計画」においては、旧計画の広域ブロックを統合し、大阪府全域を1ブロックとして、その時々における市町村の意向を最優先に、柔軟に広域化・集約化を推進するとのことから、今後も、近隣自治体、関係機関との調整を図り広域化の検討を進めていく。

○本地域における広域ごみ処理について

平成26年12月に摂津市から茨木市にごみ処理施設の広域化について検討の依頼があったことをきっかけに、両市の事務担当職員で構成する「広域ごみ処理連絡調整会議」を設置し、協議を重ねた結果、平成30年12月に、両市による「廃棄物の広域処理に関する基本合意書」の調印に至った。この基本合意書に基づき、令和元年12月23日に「茨木市及び摂津市における循環型社会の形成に係る連携協約」を締結し、広域連携を開始した。

なお、広域処理施設は、茨木市環境衛生センターとし、処理の対象物は本地域で発生したし尿を除く一般廃棄物としている。広域ごみ処理の開始は、茨木市環境衛生センターの場内整備工事後の令和5年度を目途としている。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

茨木市においては、家庭から排出されるプラスチック製容器包装やプラスチック製品の分別収集については、分かりやすく、効果的・効率的な分別収集方法、収集量の拡大等、今後の変化にも十分対応できる再生資源事業者の選定・確保等の課題を念頭に置きながら、新たな分別品目の追加及び事業者等と連携した新たな再商品化のルートを検討する。

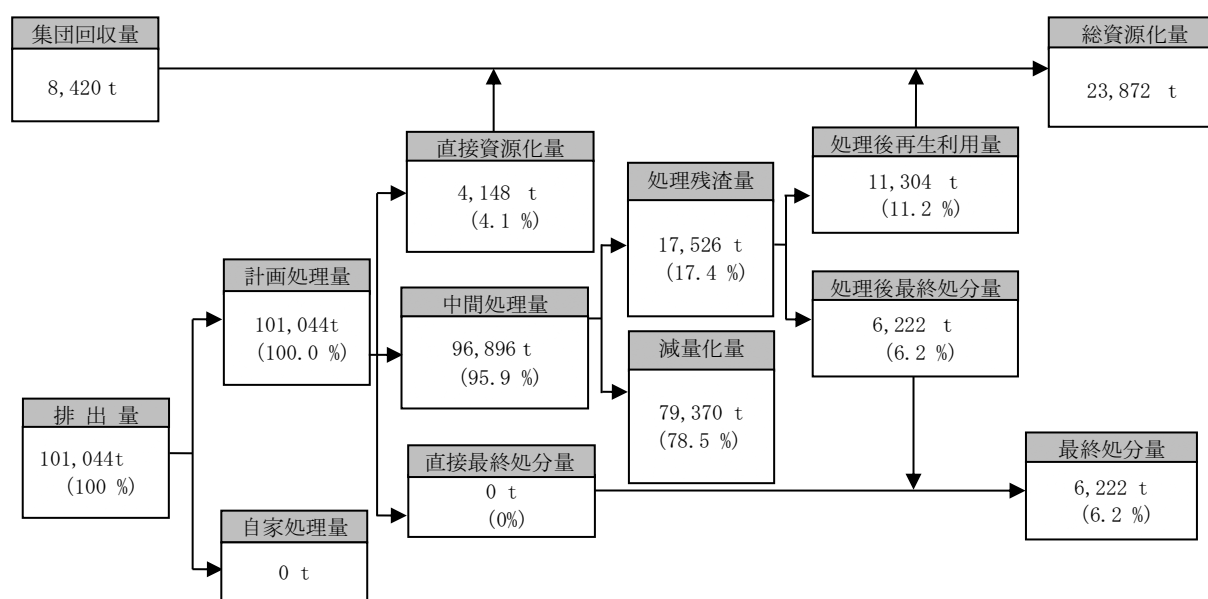
摂津市においては、現在、食品トレイの分別収集によりプラスチックの資源化を行っている。さらなる資源化の取り組みについては「摂津市一般廃棄物処理基本計画」に基づき進めていく。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

ア 茨木市

茨木市における一般廃棄物の処理状況フロー（平成 30 年度）は、図 1-1 に示すとおりである。



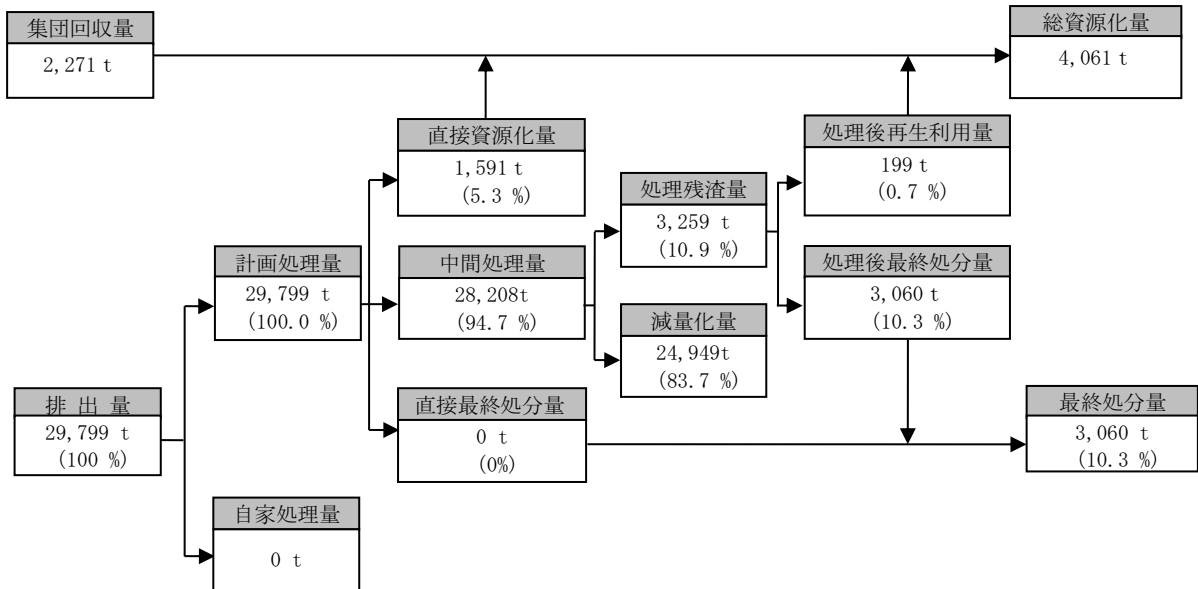
※数値は四捨五入表記しているため、合計と一致しない場合がある。（割合表記の小数第 2 位で処理）

※ごみ処理施設の概要については添付資料 4 を参照

図 1-1 茨木市における一般廃棄物の処理状況フロー（平成 30 年度）

イ 摂津市

摂津市における一般廃棄物の処理状況フロー（平成 30 年度）は、図 1-2 に示すとおりである。



※数値は四捨五入表記しているため、合計と一致しない場合がある。（割合表記の小数第 2 位で処理）

※ごみ処理施設の概要については添付資料 4 を参照

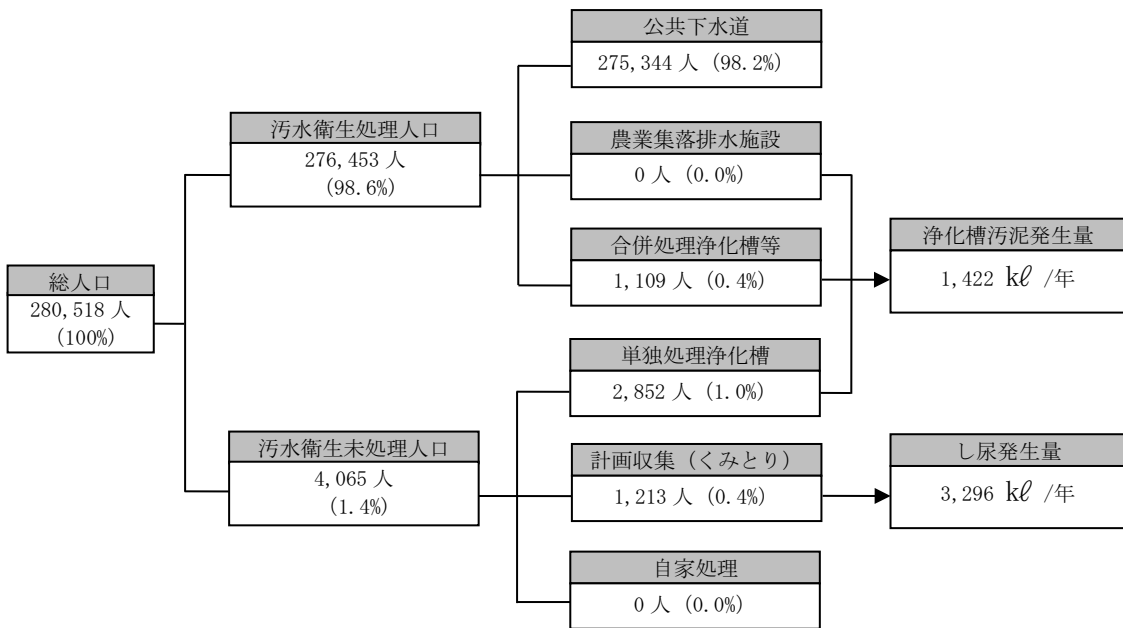
図 1-2 摂津市における一般廃棄物の処理状況フロー（平成 30 年度）

(2) 生活排水の処理の現状

茨木市において、生活排水の処理状況フロー（平成 28 年度）は、図 2 に示すとおりである。

生活排水処理対象人口は 280,518 人であり、汚水衛生処理人口（平成 28 年度現在、現に汚水処理施設に接続されている人口、以下同様。）は 276,453 人、汚水衛生処理率は 98.6% である。

し尿発生量は 3,296 kℓ /年、浄化槽汚泥発生量は 1,422 kℓ /年、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 4,718 kℓ /年である。



※数値は四捨五入表記しているため、合計と一致しない場合がある。（割合表記の小数第 2 位で処理）

※し尿処理施設の概要については、添付資料 4 を参照

図 2 生活排水の処理状況フロー（平成 28 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 1-1 及び表 1-2 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。目標達成時の一般廃棄物の処理状況フローは図 3 に示すとおりである。

表 1-1 茨木市における減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標			現状（割合※ ¹ ） （平成 30 年度）	目標（割合※ ¹ ） （令和 6 年度）
排 出 量	事業系	総排出量 1 事業所当たりの排出量※ ²	48,006 t 4.97 t/事業所	44,448 t (-7.4%) 4.85 t/事業所 (-2.4%)
	生活系	総排出量 1 人当たりの排出量※ ³	53,038 t 173.2 kg/人	45,097 t (-15.0%) 144.0 kg/人 (-16.9%)
	合計	事業系生活系排出量合計	101,044 t/年	89,545t/年 (-11.4%)
再生利用量	直接資源化量		4,148 t (4.1%)	4,215 t (4.7%)
	総資源化量		23,872 t (21.8%)	18,838 t (20.1%)
エネルギー 回 収 量	エネルギー回収量（年間の発電電力量及び熱 利用量）※ ⁴		39,458 MWh 0 GJ	31,241 MWh 0 GJ
最終処分量	埋立最終処分量		6,222 t (6.2%)	4,974 t (5.6%)

※¹ 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量＋集団回収量に対する割合。

※² （1 事業所当たりの排出量）＝{(事業系ごみの総排出量)－(事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※³ （1 人当たりの排出量）＝{(生活系ごみの総排出量)－(生活系ごみの資源ごみ量)} × 10³ / (人口)

※⁴ エネルギー回収量には、他市や災害ごみの処理により生じたものを含んでいる。

※ 過去の経年及び予測数値については、添付資料 2 を参照

《用語の定義》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）[単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh] 及び熱利用量 [単位：GJ]

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残渣量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

表 1-2 摂津市における減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標			現状（割合※ ¹ ） （平成 30 年度）	目標（割合※ ¹ ） （令和 6 年度）
排 出 量	事業系	総排出量 1 事業所当たりの排出量※ ²	13,805 t 3.28 t/事業所	12,353 t (-10.5%) 2.93 t/事業所 (-10.7%)
	生活系	総排出量 1 人当たりの排出量※ ³	15,994 t 172.9 kg/人	16,132 t (+0.9%) 159.2 kg/人 (-7.9%)
	合計	事業系生活系排出量合計	29,799 t/年	28,485 t/年 (-4.4%)
再生利用量	直接資源化量		1,591 t (5.4%)	2,679 t (9.4%)
	総資源化量		4,061 t (12.7%)	7,961 t (26.1%)
エネルギー 回 収 量	エネルギー回収量（年間の発電電力量及び熱 利用量）※ ⁴		0 MWh 0 GJ	31,241 MWh 0 GJ
最終処分量	埋立最終処分量		3,060 t (10.3%)	1,595 t (5.6%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量＋集団回収量に対する割合。

※2 （1 事業所当たりの排出量）＝{(事業系ごみの総排出量)－(事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 （1 人当たりの排出量）＝{(生活系ごみの総排出量)－(生活系ごみの資源ごみ量)} × 10³ / (人口)

※4 エネルギー回収量には、他市や災害ごみの処理により生じたものを含んでいる。

※5 H30 年度の人口は 85,736 人だったが、R6 年度の人口は 86,871 人を予測しているため、総排出量は増加する見込み。

《用語の定義》

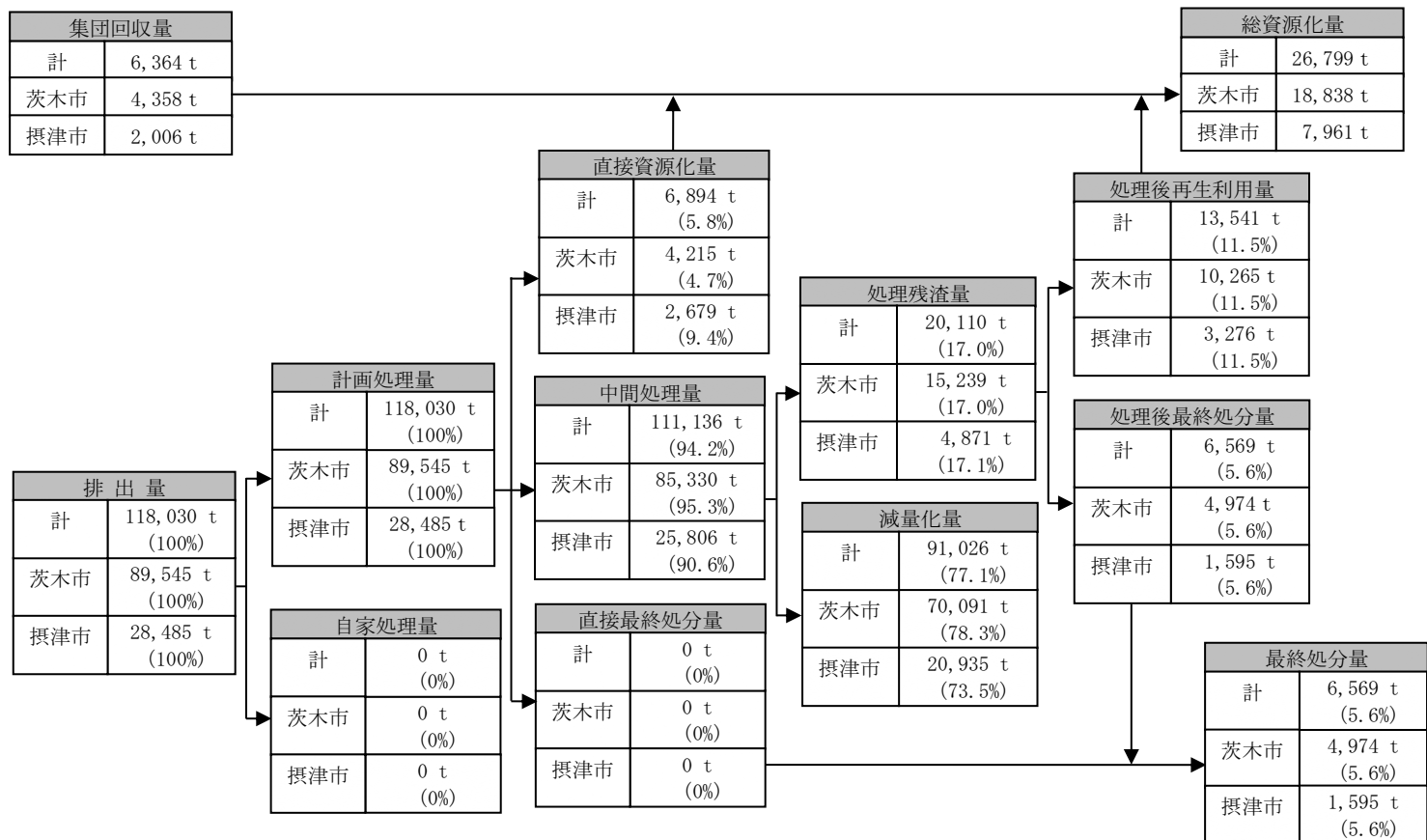
排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）[単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh] 及び熱利用量 [単位：GJ]

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残渣量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]



※数値は四捨五入表記しているため、合計と一致しない場合がある。
(割合表記の小数第2位で処理)

図 3 本地域における目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和6年度）

(4) 生活排水処理の目標

茨木市の生活排水処理については、表 2 に掲げる目標のとおり、公共下水道及び合併処理浄化槽による整備を進めていくものとする。

表 2 生活排水処理に関する現状と目標

区 分		平成 28 年度実績	令和 6 年度目標
処理形態別人口	公共下水道	275,344 人 (98.2 %)	281,654 人 (99.2 %)
	農業集落排水施設	— 人 (— %)	— 人 (— %)
	合併処理浄化槽等	1,109 人 (0.4 %)	894 人 (0.3 %)
	未処理人口	4,065 人 (1.4 %)	1,336 人 (0.5 %)
	合計	280,518 人 (100.0 %)	283,884 人 (100.0 %)
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	3,296 kℓ	2,071 kℓ
	浄化槽汚泥量	1,422 kℓ	1,037 kℓ
	合計	4,718 kℓ	3,108 kℓ

※数値は四捨五入表記しているため、合計と一致しない場合がある。(割合表記の小数第 2 位で処理)

3 施策の内容

循環型社会の実現に向け本地域においては、市民・事業者から排出される廃棄物を発生源から抑制するため、下記の施策について取り組むこととする。

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 普及啓発

◆広報・啓発活動

本地域において、ホームページや広報誌、リーフレットのほか、ごみ収集車を使ったアナウンスによる広報活動を推進する。啓発用パネルや廃棄物減量等推進員による地域への働きかけにより、啓発活動を推進する。

茨木市においては、ビデオ・DVD の貸し出し、分別アプリの配信を行っている。

摂津市においては、イベント時に使用する分別ごみステーションキットの貸し出しを行っている。

◆分別の徹底（※分別区分については添付資料 3 を参照）

本地域において、啓発物（リーフレット等）の作成・配布や、ごみ集積場所への啓発ポスターの掲示を通じて、市民へごみの正しい分別方法や収集日の周知徹底を図る。

茨木市においては、びん回収箱や、分別やごみ置き場に関する啓発看板を、希望に応じて配布している。

摂津市においては、資源ごみの排出が簡易に行えるよう、各ステーションに専用（びん・缶・ペットボトル等）のボックスやネット袋の提供を行っている。

◆事業所への指導の強化

本地域において、月 3 t 以上の事業系ごみを排出する事業者（多量排出事業者）を対象に、減量計画書の提出及び廃棄物管理者責任の届出を求めている。毎年、減量計画書に基づき、多量排出事業者を訪問し、ごみの減量・資源化の指導を行っている。今後も、事業所訪問を実施し、実効性のある啓発・指導を行う。

◆小規模事業者への周知・啓発

茨木市において、小規模事業者に、処理責任や事業系ごみと産業廃棄物に関する認識が低いことから、小規模事業者への周知・啓発に重点的に取り組む。

摂津市において、小規模事業者ごみの削減の観点から、事業系紙資源無料回収を実施し、紙ごみの資源化と啓発を図っている。

イ 環境教育

◆生涯学習

本地域において現在、ごみへの関心と理解を深めてもらうため、小学 4 年生や自治会等に対し、「ごみの現状と減量化・リサイクルについて」の出前講座を開催している。今後も積極的に実施していく。

摂津市においては、教育委員会と連携し、市内の全小学 4 年生が「ごみ減量化・環境絵画展」にエントリーし、次世代を担う児童に廃棄物についての関心と理解を深めている。入賞者を表彰のうえ、作品をマグネット化しごみ収集車に掲示し、周知・啓発している。

◆副読本の配布

本地域において、現在、3Rの考え方に親しんでもらい行動を促すため、小学4年生向けに副読本を作成・配布している。今後も積極的に実施していく。

摂津市においては、「もったいナインニュース」を年4回発行し、小学4年生に年3回、小学3年生に年1回の配布を行っている。

◆社会科見学等

本地域において、現在、ごみへの関心と理解を深めてもらうため、茨木市環境衛生センター・摂津市環境センターの見学会や「いばらき環境フェア」・「摂津市民環境フェスティバル」を実施している。今後も積極的に実施していく。

摂津市においては、小学生を対象にごみ関連施設を見学する「夏休みエコたんツアー」を実施し、体験をもって環境問題への興味を持ってもらう取り組みを実施している。

ウ マイバッグ運動・レジ袋対策

◆マイバッグ運動の推進・レジ袋削減の取り組み

本地域において、北摂地域の自治体と連携してマイバッグ配布のキャンペーン運動などを行い、市民・事業者・行政が協力して、マイバッグ持参とレジ袋削減を推進する。

エ 助成

◆生ごみ処理容器等設置補助制度の利用拡大

茨木市において、一般家庭から出る生ごみの減量化と再資源化を図るため、コンポスト容器等及び電気式生ごみ処理機を購入し設置される方に対し、予算の範囲で購入費用の一部を助成している。

生活系普通ごみに生ごみが※35.7%も含まれることから、今後も生ごみ処理容器等の購入に対する補助制度を実施し、生ごみの堆肥化を推進する。

◆再生資源集団回収報奨金制度

本地域において、ごみの減量及び資源の有効利用を促進し、ごみ問題に対する市民の意識向上を図るため、自主的に再生資源集団回収を行う地域住民団体等に対し、活動に必要な資材の購入、その他活動の円滑な実施に資する費用の一部として報奨金を支給している。

今後も奨励金制度や対象品目の見直し、周知の強化を行い、ごみの減量・資源化に努める。

◆事業所への給水機設置事業補助制度

茨木市において、事業系プラスチックごみの削減をするため、不特定多数の市民等に対し、マイボトルに冷水などを提供できる状況で給水機を設置する事業所に対し、予算の範囲で設置費用の一部を助成し、ペットボトルごみの排出抑制を推進する。

オ 有料化

◆生活系ごみの適切な処理費用負担のあり方の検討

本地域において、ごみの排出量の推移を見極めながら、処理にかかる原価、近隣市の状況を調査し、住民サービスの維持を踏まえた上で、公平性、受益者負担の観点から適正な処理料金のあり方について検討する。

◆事業系ごみの適切な処理費用負担のあり方の検討

本地域において、事業者のごみ分別の不徹底や他市からの不適正な搬入を防止し、ごみのさらなる減量化と経費節減を図るため、処分にかかる原価、近隣市の状況を調査し、適正な処理料金のあり方について検討する。

カ 剪定枝のリサイクル

茨木市においては、平成 30 年度から市内の公園で発生する剪定枝等を、環境衛生センター内でチップ化し、ハイブリッド N コークスの一部に採用することで、再利用を進めていく。

摂津市においては、道路や公園などから発生する剪定枝は、チップ化やたい肥化により再活用を行う事業を継続し、もやせるごみの削減効果について評価・検証を行っていく。

キ 生活排水対策

◆汚濁物質の発生源対策

茨木市においては、下水道処理区域内における下水道未接続家屋への訪問等を行い、速やかに下水道に接続するよう指導するほか、公設浄化槽区域内も含めた水洗トイレ改造者への資金融資や助成金制度を引き続き実施する。

◆水路・河川の清掃等

茨木市においては、水路や河川等の清掃及び美化活動にボランティア団体や自治会等と市が協働して取り組む。

◆広報活動・啓発活動

茨木市においては、ホームページや広報誌などを活用し、幅広い世代への情報を発信するほか、施設見学会・出前講座等を実施し、啓発を推進する。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

(ア) 茨木市

茨木市での現在及び将来の分別区分及び処理方法は、表 3-1 に示すとおりである。

普通ごみ、粗大ごみは茨木市のごみ処理施設である「環境衛生センターごみ処理施設」で処理し、残渣のスラグ及び鉄分は民間処理業者へ売却し、それぞれ再資源化している。一部、集じん灰のみ大阪湾広域臨海環境整備センターへ委託し埋立処分を行っている。

資源物の古紙・古布、ペットボトル、缶及びびんは環境衛生センターの集積場へ一旦搬入したのち、古紙・古布、ペットボトル、缶は再生資源業者へ売却し、びんは民間処理業者へ再資源化を委託している。

紙類は生活系普通ごみの※34.5%を占めている。そのため、古紙や古布はできるだけ地域の集団回収に出してもらえよう、自治会未加入者や単身世帯、特に若い世代の市民に対

して認知されやすく効果的な周知・啓発を行うとともに、わかりやすい分け方・出し方の情報提供に努める。

プラスチック類は生活系普通ごみの※20.9%を占めている。そのため、資源化可能なプラスチック類の分別・資源化を促進するアプローチを検討していく。

小型家電品及び水銀使用製品については、平成 29 年から回収ボックスによる拠点回収を開始した。また、小型家電については宅配回収サービスを実施しているリネットジャパン株式会社と協定を締結した。今後は回収拠点の拡大及び宅配回収サービスによる資源化の普及を推進する。

(イ) 摂津市

生活系ごみの分別区分と処理方法については、表 3-2 のとおりである。

「もやせるごみ」は環境センターで焼却し、「もやせないごみ」は市内の民間施設で前処理を行った後、茨木市環境衛生センターへ委託し処理している。

びん、缶、ペットボトル、古紙・古布類、食品トレイについては、分別収集を行い、リサイクルプラザ（ストックヤード）で前処理を行った後、資源回収業者を通じて資源化している。

乾電池や充電池のほか、平成 30 年 10 月より、蛍光管や水銀体温計などの水銀使用製品を分別収集し、専用処理を行っている。

プラスチック製容器包装ごみは、「もやせないごみ」として収集・処理していたが、平成 28 年 10 月より、「もやせるごみ」として収集の変更を行った。

なお、資源を除く「もやせるごみ」と「もやせないごみ」については、令和 5 年度の広域処理開始に合わせて名称や分別区分の見直しを行っている。

イ 事業系ごみ処理体制の現状と今後

(ア) 茨木市

今後とも生活系ごみの分別区分に準じて処理を行うものとする。ごみの自己処理責任の周知徹底、指導強化を行い、ごみの排出量の抑制や分別の徹底を推進するとともに、多量の事業系ごみを排出する事業者に対しては、事業所における事業系ごみの減量、処理に関する計画を作成し、計画を実行するよう推進してごみの減量化を図る。また、特に排出量の多い事業所に対しては、引き続き個別に廃棄物処理契約を交わし、搬入量の抑制を進める。

(イ) 摂津市

事業系一般廃棄物については、今後も生活系ごみの分別区分に準じた対応とし、監視や立会を継続する中で、適宜の指導を加え、不適物の混入抑制、事業系一般廃棄物の減量化、資源化を進めていく。

ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

茨木市においては、産業廃棄物（木くず、紙くず、繊維くず）については、条例に基づき「環境衛生センターごみ処理施設」で処理を行っている。今後も環境衛生センターにおいて適正に処理を行う。（令和 5 年 3 月 31 日廃止予定）

エ 生活排水処理の現状と今後

（ア）茨木市

現在、し尿、浄化槽汚泥については、「環境衛生センターし尿前処理施設」において前処理し、中央水みらいセンターで終末処理している。また、公共下水道放流分については、中央水みらいセンター及び高槻水みらいセンターで終末処理をしている。

生活排水の処理については、引き続き公共下水道事業や合併処理浄化槽により整備を進めていく。

（イ）摂津市

摂津市は、一部調整区域を除き全域が下水道処理計画区域であり、公共下水道の整備を計画的に進めており（平成 30 年度末人口普及率 99.1%）、下水道の使用については、未接続家屋への訪問啓発、「水洗便所改造資金貸付制度」「水洗便所改造助成金制度」の周知により利用促進を図っていく。（平成 30 年度末水洗化率 95.7%）

オ 今後の処理体制の要点

- ◇老朽化が進む環境衛生センターのごみ処理施設について、国の基本方針及び平成 29 年 6 月 1 日に茨木市で決定した「茨木市一般廃棄物処理施設の整備に係る基本方針」に基づき、効率的な維持管理や基幹改良工事を行い、目標延命年数を 15 年とする長寿命化を図ることにより、現行施設の安定・適正処理及び省エネルギー化を行うこととする。また、処理能力水準は、災害発生時や広域処理への対応を可能とするために現行の水準（450 t／日）を維持する。
- ◇事業系ごみを多量に排出する事業者に対し、減量、処理に関する計画を義務付け、計画管理を行うことにより、事業系ごみの発生を抑制する。また、大阪中央卸売市場及び大阪府食品流通センターについては、引き続き個別に契約書を交わし、発生抑制に努める。
- ◇公共下水道区域外では、合併処理浄化槽の設置を推進する。

※の数値は令和 3 年度ごみ質調査結果（湿ベース）。

表 3-1 生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後（茨木市）

分別区分	処理方法	処理施設	
		一次処理	二次処理
普通ごみ	溶 融	茨木市環境衛生センター	【鉄分、スラグ】 民間処理業者へ売却し、 再資源化 【集じん灰】 最終処分場で埋立
粗大ごみ（小型、大型）			
缶	リサイクル	茨木市環境衛生センターで 一時保管	再生資源業者へ売却し、 再資源化
びん			民間処理業者へ処理委託し、 再資源化
ペットボトル			再生資源業者へ売却し、 再資源化
古紙			
古布			
小型家電・水銀使用製品			民間処理業者へ処理委託し、 再資源化



分別区分	処理方法	処理施設	
		一次処理	二次処理
普通ごみ	溶 融	茨木市環境衛生センター	【鉄分、スラグ】 民間処理業者へ売却し、 再資源化 【集じん灰】 最終処分場で埋立
粗大ごみ（小型、大型）			
缶	リサイクル	茨木市環境衛生センターで 一時保管	再生資源業者へ売却し、 再資源化
びん			民間処理業者へ処理委託し、 再資源化
ペットボトル			再生資源業者へ売却し、 再資源化
古紙			
古布			
小型家電			民間処理業者へ処理委託し、 再資源化
水銀使用製品			

表 3-2 生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後（摂津市）

分別区分	処理方法	処理施設	
		一次処理	二次処理
もやせるごみ	焼却	摂津市環境センター	
もやせないごみ	選別・溶融	委託業者による選別	茨木市環境衛生センター
缶	リサイクル	摂津市リサイクルプラザ（ストックヤード）において、びん・缶・ペットボトルは、選別・圧縮し、古紙類・古布類・食品トレイについては、選別処理	再生資源業者へ売却し、再資源化
びん（透明・色付）			
ペットボトル			
古紙類			
古布類			
食品トレイ			
小型家電		摂津市環境センターで一時保管	民間処理業者へ処理委託し、再資源化
水銀使用製品			
乾電池			
ライター			



分別区分	処理方法	処理施設	
		一次処理	二次処理
もやせるごみ(令和5年度より名称は普通ごみ)	溶融	茨木市環境衛生センター	
もやせないごみ(令和5年度より名称は複雑ごみ)	溶融	茨木市環境衛生センター	
缶	リサイクル・溶融	摂津市リサイクルプラザ（ストックヤード）において、びん・缶・ペットボトルは、選別・圧縮し、古紙類・古布類・食品トレイについては、選別処理	再生資源業者へ売却し、再資源化
びん（透明・色付）			
ペットボトル			
古紙類			
古布類			
食品トレイ			
小型家電		摂津市環境センターで一時保管 (ライターは茨木市環境衛生センターで処理となる)	民間処理業者へ処理委託し、再資源化
特別ごみ(令和5年度より名称を変更) 水銀使用製品・乾電池・ライター			

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

前記（2）に示す処理体制で処理を行うために必要な施設は表 4 に示すとおりである。

表 4 整備する廃棄物処理施設

事業 番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間	国土強靱化
1	ガス化溶融施設 茨木市環境衛生 センター	茨木市環境衛生 センター基幹改 良事業	450t/日	茨木市東野々 宮町 14-1	令和 2 年度 ～ 令和 5 年度	-
2	ガス化溶融施設 茨木市環境衛生 センター	茨木市環境衛生 センター場内整 備事業	450t/日	茨木市東野々 宮町 14-1	令和 3 年度 ～ 令和 4 年度	-

【整備理由】

事業番号 1 : ガス化溶融施設の老朽化

事業番号 2 : 洪水時の既存計量設備の浸水対策、広域処理に対する計量設備の能力向上

※事業番号は P34 様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 に対応

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備を表 5 のとおり行う。

表 5 合併処理浄化槽への移行計画

事業 番号	事業	直近の整備済 基 数 (基) (平成 28 年 度)	整備計画 基 数 (基)	整備計画 人 口 (人)	事業期間	国土強靱化
3	茨木市 公共浄化槽等 整備推進事業	128	18	47	平成 30 年度 ～ 令和 5 年度	-

※事業番号は P34 様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 に対応

(4) 施設整備に関する計画支援事業

前記 (3) の施設整備に先立ち、表 6 のとおり計画支援事業を行う。

表 6 実施する計画支援事業

事業 番号	事業名	事業内容	事業期間
1	茨木市環境衛生センター基幹改良事業(事業番号 1) に係る発注仕様書作成業務	発注仕様書作成等	令和元年度
	茨木市環境衛生センター基幹改良事業(事業番号 1) に係る事業者選定業務	事業者選定業務	令和元年度
	茨木市環境衛生センター基幹改良事業(事業番号 1) に係る実施設計業務	実施設計	令和元年度
2	茨木市環境衛生センター場内整備事業(事業番号 2) に係る発注仕様書作成業務	発注仕様書作成	令和 2 年度

※事業番号は P34 様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 に対応

(5) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業

前記 (3) の施設整備に先立ち、表 7 のとおり長寿命化総合計画策定支援事業を行う。

表 7 実施する長寿命化総合計画策定支援事業

事業 番号	事業名	事業内容	事業期間
1	茨木市環境衛生センター基幹改良事業(事業番号 1) に係る調査事業	長寿命化総合計画策定 第 1 工場建屋劣化状況調査	平成 30 年度 ～ 令和元年度

※事業番号は P34 様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 に対応

(6) 災害廃棄物処理計画策定支援事業

前記 (3) の施設整備に先立ち、表 8 のとおり災害廃棄物処理計画策定支援事業を行う。

表 8 実施する災害廃棄物処理計画策定支援事業

事業 番号	事業名	事業内容	事業期間
2	茨木市環境衛生センター場内整備事業(事業番号 2) に係る調査事業	災害廃棄物処理計画策定	令和元年度 ～ 令和 2 年度

(7) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 廃棄物減量等推進員の設置

本地域では、行政と住民をつなぐ地域の指導者として廃棄物減量等推進員を設置している。推進員は、ごみ集積所の現状確認やごみの出し方等についての啓発活動等に取り組んでいる。

今後も、研修会を開催するなど、廃棄物減量等推進員の知識を深め、実践的なごみ減量活動の展開を図る。

イ 不法投棄対策の強化

茨木市においては、「茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」及び「茨木市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例」に基づき、広報誌やチラシ、看板による周知・啓発、パトロールを継続して実施し、ごみの不法投棄や散乱の防止に努める。

摂津市においては、監視カメラや警告看板を設置し、不法投棄防止に努めている。

不法投棄については、特に多発する箇所を警察等関係機関と連携を図り、重点的に警戒する。また、地域対策としては、廃棄物減量等推進員と調整を図りながら啓発活動に取り組み、未然防止に努める。

ウ 災害廃棄物の適正処理の推進

茨木市においては、災害廃棄物の円滑な処理を推進するため、平成 30 年度に環境省のモデル事業に参加し、災害廃棄物の策定に必要な災害廃棄物発生量や処理可能量の推計、仮置場の必要面積の推計等の算定を行った。そして、「茨木市災害廃棄物処理計画」を策定するにあたり、令和元年 7 月に同計画作成支援を目的とした業務委託契約を締結した。同計画は令和 2 年 10 月の策定を予定している。

摂津市においては、平成 27 年に「摂津市地域防災計画」の修正を行っている。同計画では、災害時に発生する廃棄物を、「通常のごみ」、「災害により発生するごみ」、「災害により発生するがれき」に分類し、それぞれ分別を徹底し、リサイクルを図ることを基本方針としている。

令和 3 年度に環境省の災害廃棄物処理実効性確保モデル事業、令和 4 年度に環境省の災害廃棄物住民啓発モデル事業に参加し、災害廃棄物処理計画策定に向けた課題整理を行っている。

災害廃棄物処理については、単独自治体で解決が困難な場合が想定され、周辺自治体や相互応援協定締結自治体との連携により広域的处理体制の構築を図り、迅速な処理の確保に努める。

また、北摂地域における災害廃棄物の処理に係る相互支援協定に基づき、災害発生時におけるごみ処理の広域的な支援体制を確保する。

4 本計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本地域では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を一般廃棄物処理基本計画の進捗として公表する。また、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて大阪府及び国と意見を交換しつつ、計画の見直しを行う。

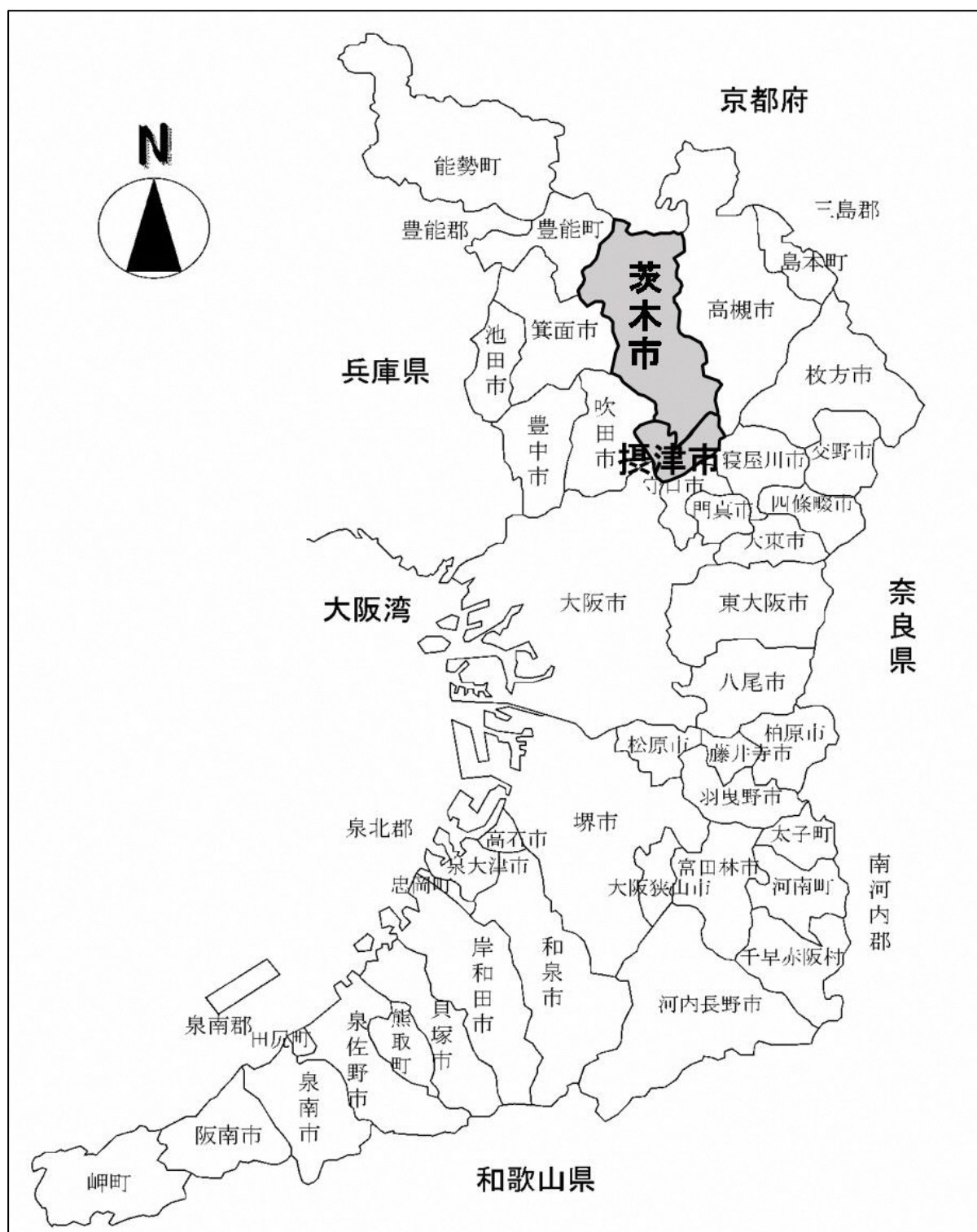
(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添付資料 1 対象地域図



※出典：茨木市統計書

添付資料 2-1 茨木市における一般廃棄物の現状と目標

年度 指標・単位			過去の状況・現状									予測				
			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6[目標]	
排出量	事業系	総排出量（トン）	52,299	52,478	50,487	49,191	46,508	44,962	48,006	48,043	45,570	47,801	44,813	44,631	44,448	
		事業所数（事業所）	9,132	9,132	9,663	9,663	9,663	9,663	9,663	9,663	9,164	9,164	9,164	9,164	9,164	9,164
		1 事業所当たりの排出量(トン/事業所) ※1	5.73	5.75	5.22	5.09	4.81	4.65	4.97	5.24	4.97	5.22	4.89	4.87	4.85	
	生活系	総排出量（トン）	54,175	53,649	51,506	51,358	49,922	49,694	53,038	50,009	51,160	50,558	45,565	45,423	45,097	
		人口（人）	276,713	277,449	278,588	279,341	280,567	281,320	282,194	282,132	283,236	283,255	283,576	283,745	283,915	
1 人当たりの排出量(kg/人) ※2		184.7	181.6	172.1	171.0	165.2	164.1	173.2	163.4	163.2	160.8	145.8	145.2	144.0		
	合計	事業系生活系排出量合計（トン）	106,474	106,127	101,993	100,549	96,430	94,656	101,044	98,052	96,730	98,359	90,378	90,054	89,545	
再生利用量	直接資源化量(トン)		3,076	3,261	3,555	3,596	3,585	3,543	4,148	3,904	4,922	5,019	4,215	4,215	4,215	
	総資源化量(トン)		25,773	25,739	24,325	24,798	23,257	21,509	23,872	22,867	23,883	21,660	20,271	19,577	18,838	
減量化量	減量化量 (中間処理前後の差 トン)		86,042	85,227	82,441	80,353	76,888	76,093	79,370	77,277	74,202	78,036	70,775	70,509	70,091	
最終処分量	埋立最終処分量(トン)		5,310	5,635	5,462	5,211	5,253	5,527	6,222	5,571	5,352	5,287	5,023	5,004	4,974	

※1 （1 事業所当たりの排出量） = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※2 （1 人当たりの排出量） = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} × 10³ / (人口)

添付資料 2-2 摂津市における一般廃棄物の現状と目標

年度 指標・単位			過去の状況・現状										予測			
			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6[目標]	
排出量	事業系	総排出量（トン）	13, 272	13, 188	13, 003	12, 902	12, 740	13, 174	13, 805	13, 837	13, 870	13, 903	13, 936	13, 971	12, 353	
		事業所数（事業所）	4, 147	4, 147	4, 249	4, 249	4, 082	4, 082	4, 082	4, 082	4, 082	4, 082	4, 082	4, 082	4, 082	4, 082
		1 事業所当たりの排出量（トン/事業所）※1	3. 08	3. 06	2. 96	2. 93	3. 02	3. 13	3. 28	3. 29	3. 29	3. 30	3. 31	3. 32	2. 93	
	生活系	総排出量（トン）	15, 618	15, 342	15, 396	15, 310	15, 272	15, 399	15, 994	16, 033	16, 072	16, 111	16, 150	16, 186	16, 132	
		人口（人）	84, 377	84, 321	85, 165	85, 501	85, 445	85, 319	85, 736	85, 900	86, 100	86, 300	86, 500	86, 700	86, 871	
		1 人当たりの排出量（kg/人）※2	170. 0	166. 9	166. 7	165. 1	164. 9	166. 8	172. 9	173. 0	173. 0	173. 0	173. 0	173. 0	159. 2	
合計	事業系生活系排出量合計（トン）	28, 890	28, 530	28, 399	28, 212	28, 012	28, 573	29, 799	29, 870	29, 942	30, 014	30, 080	30, 157	28, 485		
再生利用量	直接資源化量(トン)		1, 786	1, 786	1, 623	1, 633	1, 594	1, 576	1, 591	1, 594	1, 598	1, 602	1, 606	1, 610	2, 721	
	総資源化量(トン)		4, 900	4, 820	4, 540	4, 456	4, 238	4, 085	4, 061	4, 005	4, 009	4, 013	4, 017	6, 958	7, 961	
減量化量	減量化量 (中間処理前後の差 トン)		23, 777	23, 584	23, 618	23, 496	23, 412	23, 998	24, 949	24, 961	25, 025	25, 090	25, 155	23, 887	21, 337	
最終処分量	埋立最終処分量(トン)		3, 229	3, 055	3, 038	2, 954	2, 865	2, 859	3, 060	3, 175	3, 179	3, 182	3, 185	1, 583	1, 601	

※1 （1 事業所当たりの排出量） = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※2 （1 人当たりの排出量） = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} × 10³ / (人口)

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1)地域名	茨木市・摂津市地域		(2)地域内人口	367,644 人	(3)地域面積	91.36 km ²
(4)構成市町村等名	茨木市、摂津市		(5)地域の要件*	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：— 設立されていない場合、今後の見通し：現在、予定なし					

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2-1 茨木市における一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)					目 標
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和6年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	50,487	49,191	46,508	44,962	48,006	44,448 (H30年度比-7.4%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	5.22	5.09	4.81	4.65	4.97	4.85
	生活系 総排出量(トン)	51,506	51,358	49,922	49,694	53,038	45,097 (H30年度比-15.0%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	172.1	171.0	165.2	164.1	173.2	144.0
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	101,993	100,549	96,430	94,656	101,044	89,545 (H30年度比-11.4%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	3,555 (3.5%)	3,596 (3.6%)	3,585 (3.7%)	3,543 (3.7%)	4,148 (4.1%)	4,215 (4.7%)
	総資源化量(トン)	24,325 (21.7%)	24,798 (22.5%)	23,257 (22.1%)	21,509 (20.9%)	23,872 (21.8%)	18,838 (20.1%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWh)	37,013	35,890	36,845	33,549	39,458	31,241
	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	—	—	—	—	—	—
減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	82,441 (80.8%)	80,353 (79.9%)	76,888 (79.7%)	76,093 (80.4%)	76,888 (78.5%)	70,091 (78.3%)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	5,462 (5.4%)	5,211 (5.2%)	5,253 (5.4%)	5,527 (5.8%)	6,222 (6.2%)	4,974 (5.6%)

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する(様式1 添付資料1-1)。

2-2 摂津市における一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)					目 標
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和6年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	13,003	12,902	12,740	13,174	13,805	12,353 (H30年度比-10.5%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.96	2.93	3.02	3.13	3.28	2.93
	生活系 総排出量(トン)	15,396	15,310	15,272	15,399	15,994	16,132 (H30年度比0.9%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	166.7	165.1	164.9	166.8	172.9	159.2
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	28,399	28,212	28,012	28,573	29,799	28,485 (H30年度比-4.4%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	1,623 (5.7%)	1,633 (5.8%)	1,594 (5.7%)	1,576 (5.5%)	1,591 (5.3%)	2,679 (9.4%)
	総資源化量(トン)	4,540 (14.5%)	4,456 (14.4%)	4,238 (13.9%)	4,085 (13.2%)	4,061 (12.7%)	7,961(26.1%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWH)	0	0	0	0	0	31,241
	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	—	—	—	—	—	—
減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	23,618 (83.2%)	23,496 (83.3%)	23,412 (83.6%)	23,998 (84.0%)	24,949 (83.7%)	20,935(73.5%)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	3,038 (10.7%)	2,954 (10.5%)	2,865 (10.2%)	2,859 (10.0%)	3,060 (10.3%)	1,595 (5.6%)

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する(様式1 添付資料1-2)。
 ※H30年度の人口は85,736人だったが、R6年度の人口は86,871人を予測しているため、総排出量は増加する見込み。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

--

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ガス化溶融施設	茨木市環境衛生センター第1工場	茨木市	全連続高温溶融炉	150t/日×1炉	H11.3	継続使用	継続使用	(浸水深0.5m未満) ・電気ポンプ、土嚢袋等の災害対応備品を常備 ・周辺道路の浸水等により廃棄物が搬入できなくなった場合は、北摂地域(7市3町2組合)で相互に支援する協定に基づき、近隣自治体へ処理を依頼する。	
ガス化溶融施設	茨木市環境衛生センター第2工場	茨木市	全連続高温溶融炉	150t/日×2炉	H8.3	継続使用	継続使用	(浸水深0.5mから3m) ・電気ポンプ、土嚢袋等の災害対応備品を常備 ・周辺道路の浸水等により廃棄物が搬入できなくなった場合は、北摂地域(7市3町2組合)で相互に支援する協定に基づき、近隣自治体へ処理を依頼する。	
ごみ処理施設	摂津市環境衛生センター	摂津市	全連続燃焼式炉	90t/日×2炉	S58.11 H5.9	継続使用	継続使用	(浸水深3mから5m) ・非常用自家発電設備の整備や災害対応備品を常備 ・周辺道路の浸水等により廃棄物が搬入できなくなった場合は、北摂地域(7市3町2組合)で相互に支援する協定に基づき、近隣自治体へ処理を依頼する。	広域処理開始後、運転を停止し、施設を廃止する
ストックヤード	摂津市ストックヤード	摂津市	選別、圧縮、梱包、保管、チップ処理	缶プレス機 0.6t/h ベットボトル減容機 0.3t/h	H13.3	継続使用	継続使用	(浸水深3mから5m) ・電気ポンプ、土嚢袋等の災害対応備品を常備 ・周辺道路の浸水等により廃棄物が搬入できなくなった場合は、北摂地域(7市3町2組合)で相互に支援する協定に基づき、近隣自治体へ処理を依頼する。	
し尿前処理施設	茨木市環境衛生センターし尿処理施設	茨木市	希釈放流	43KL/日	H17.3	継続使用	継続使用	(浸水深0.5mから3m) ・電気ポンプ、土嚢袋等の災害対応備品を常備 ・周辺道路の浸水等により廃棄物が搬入できなくなった場合は、北摂地域(7市3町2組合)で相互に支援する協定に基づき、近隣自治体へ処理を依頼する。	

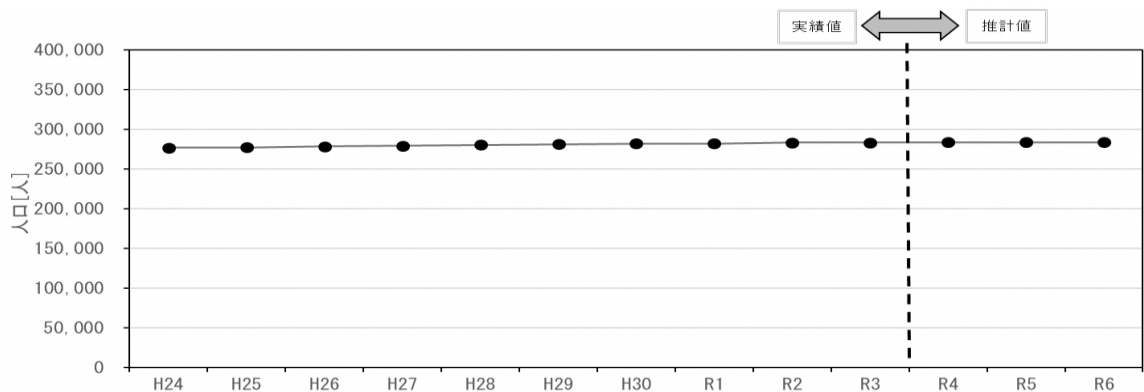
※計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付(様式1、添付資料3、4)。

(2)更新(改良)・新設施設リスト

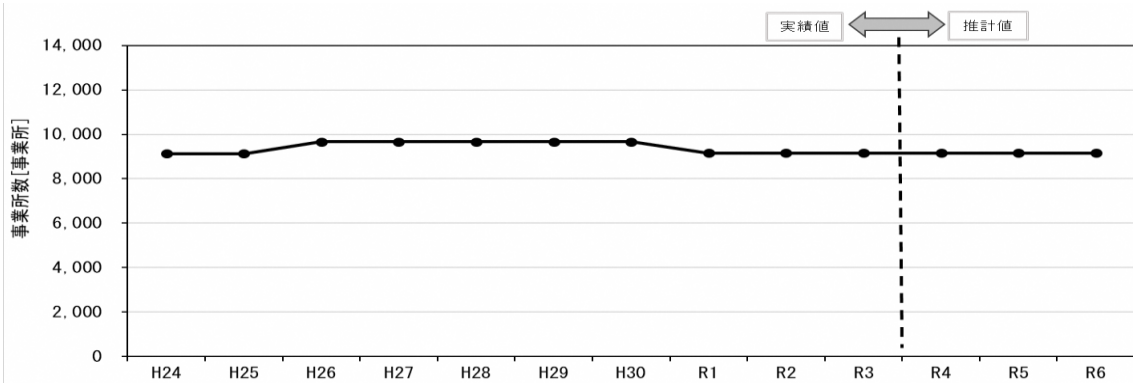
施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設の解体の有無(解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業着手(予定)年月完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業	備考
ガス化溶融施設	茨木市環境衛生センター第1工場	茨木市	全連続高温溶融炉	150t/日×1炉	R5.6	施設の延命化及びCO ₂ 排出量削減のための基幹的設備改良	-	-	(浸水深0.5m未満) ・電気ポンプ、土嚢袋等の災害対応備品を常備 ・周辺道路の浸水等により廃棄物が搬入できなくなった場合は、北摂地域(7市3町2組合)で相互に支援する協定に基づき、近隣自治体へ処理を依頼する。	未定	
ガス化溶融施設	茨木市環境衛生センター第2工場	茨木市	全連続高温溶融炉	150t/日×2炉	R5.6	施設の延命化及びCO ₂ 排出量削減のための基幹的設備改良	-	-	(浸水深0.5mから3m) ・電気ポンプ、土嚢袋等の災害対応備品を常備 ・周辺道路の浸水等により廃棄物が搬入できなくなった場合は、北摂地域(7市3町2組合)で相互に支援する協定に基づき、近隣自治体へ処理を依頼する。	未定	

※計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付(様式1、添付資料3、4)。

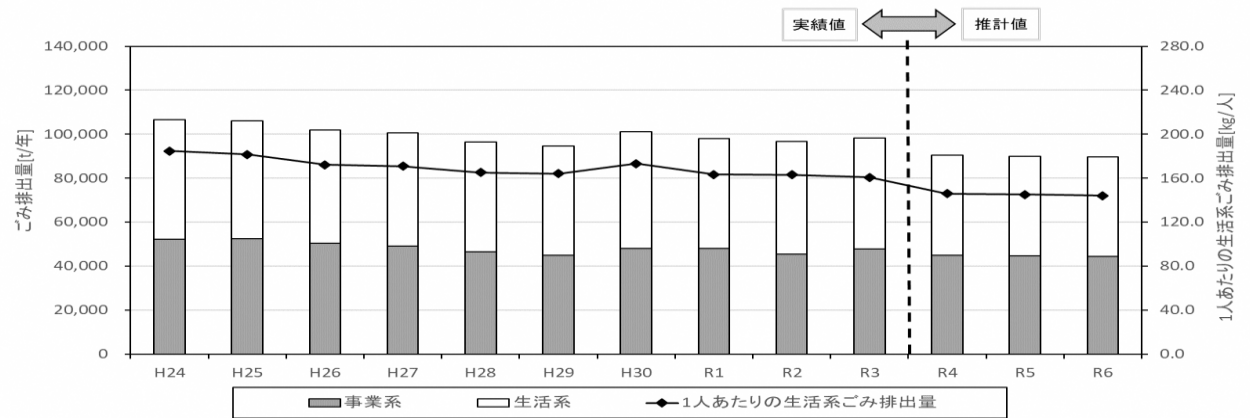
様式1 添付資料 1-1 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ（ごみ）



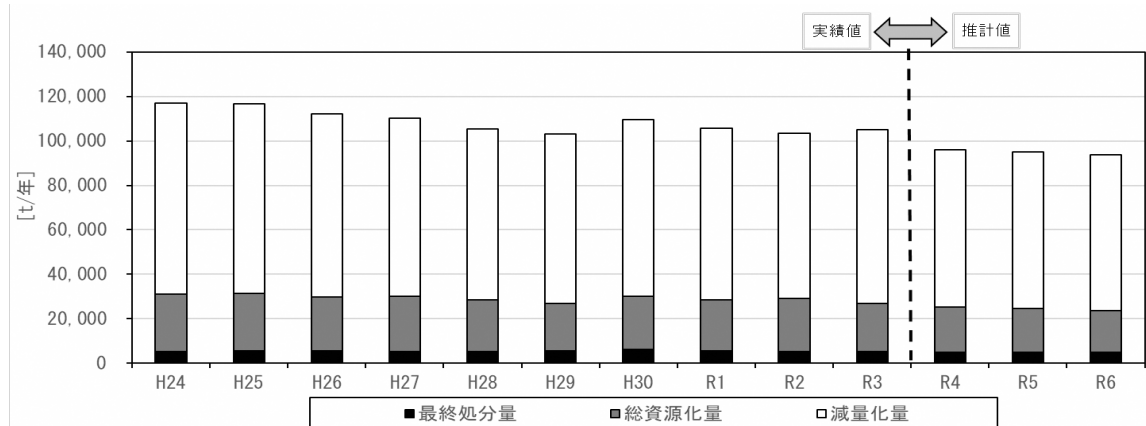
人口のトレンドグラフ（茨木市）



事業所数のグラフ（茨木市）

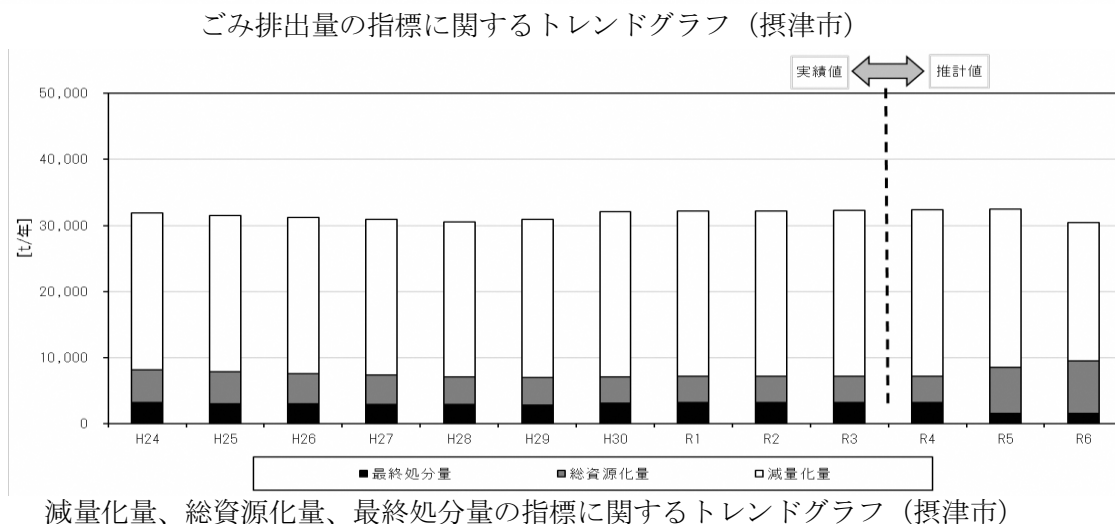
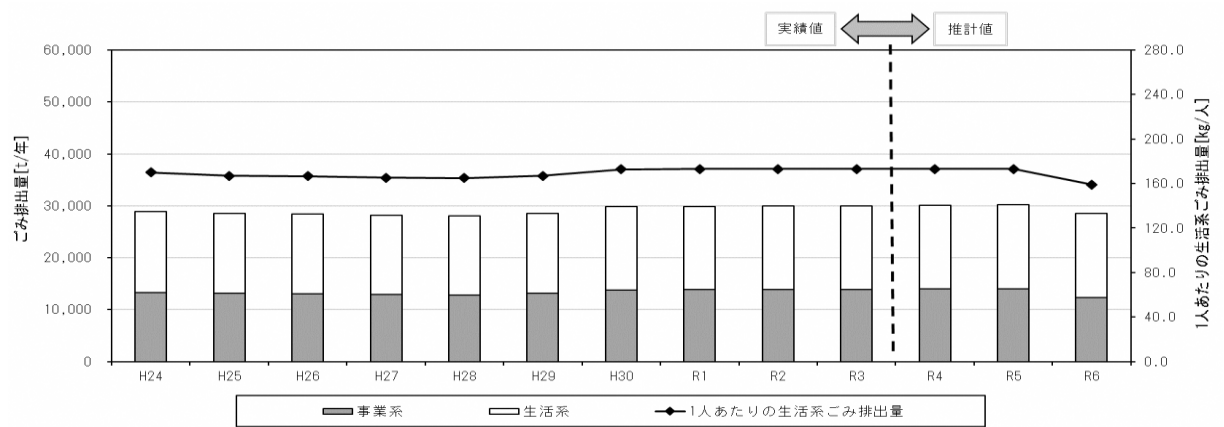
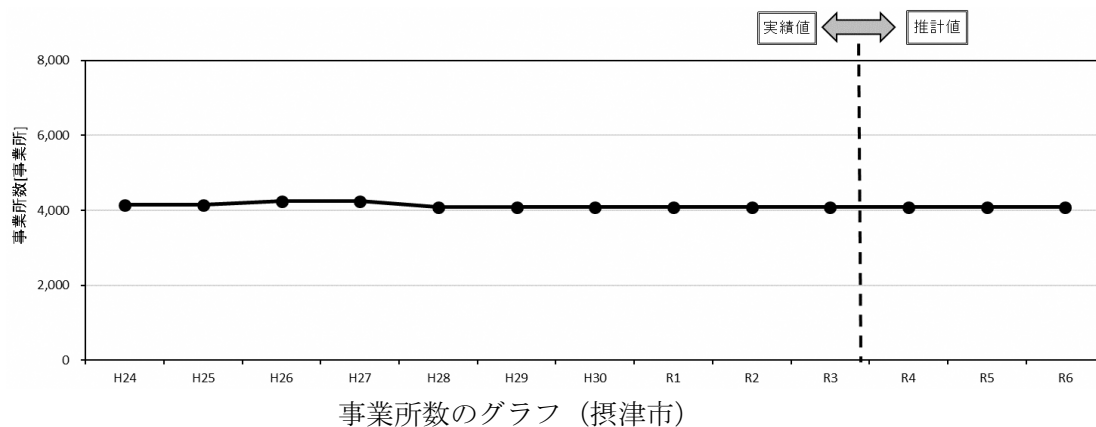
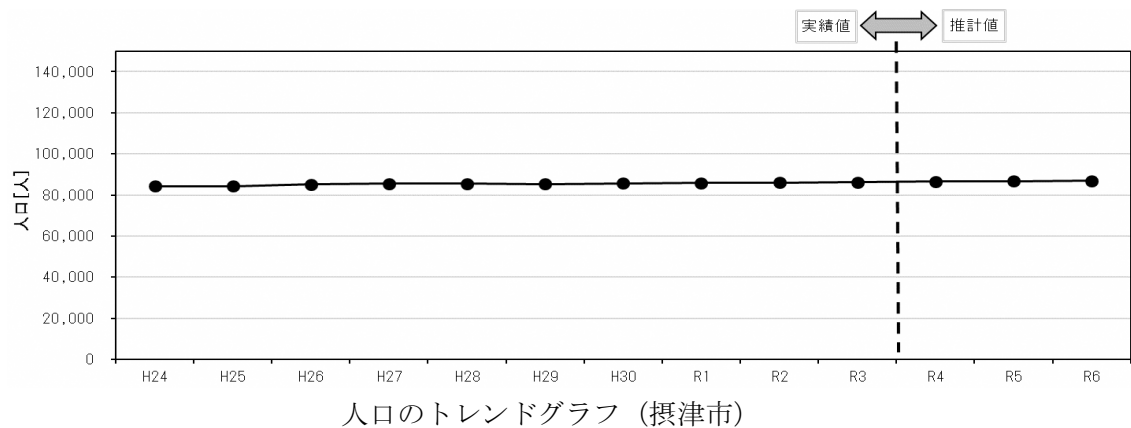


ごみ排出量の指標に関するトレンドグラフ（茨木市）

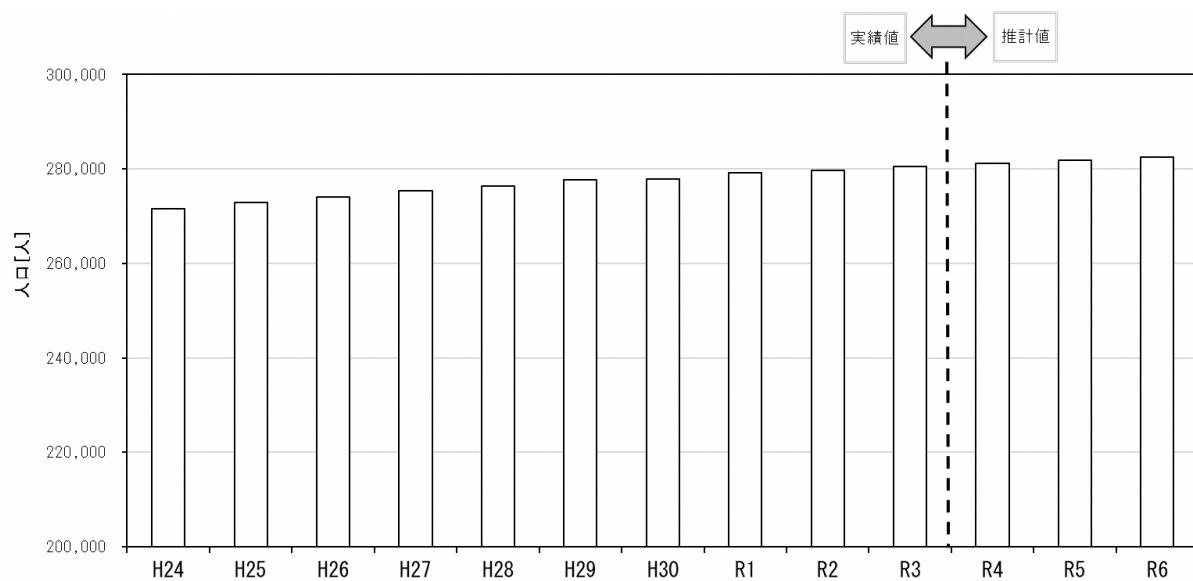


減量化量、総資源化量、最終処分量の指標に関するトレンドグラフ（茨木市）

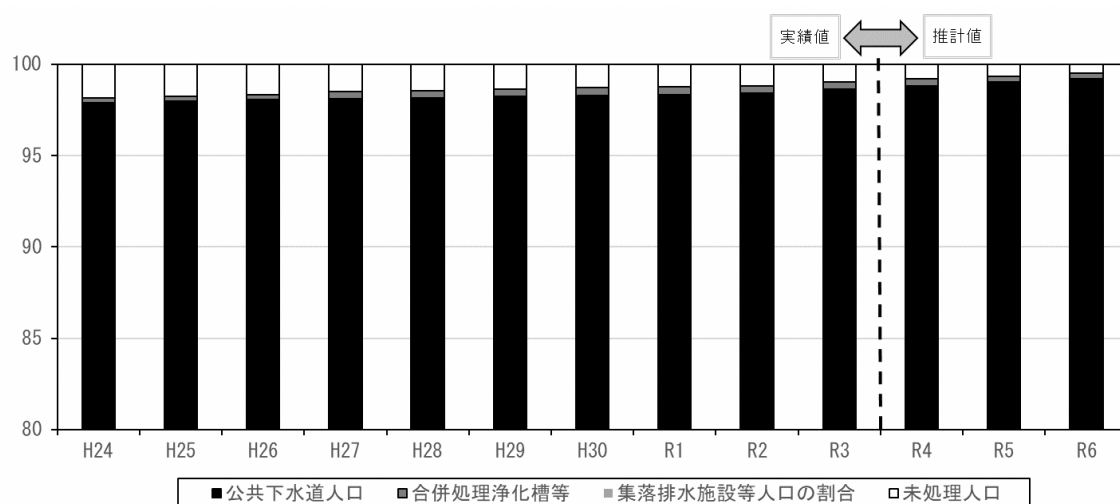
様式 1 添付資料 1-2 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ（ごみ）



様式 1 添付資料 2 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ（生活排水）



生活排水処理人口の推移



生活排水処理形態別 人口構成比の推移

様式 1 添付資料 3 地域内の施設現況と予定（ごみ処理施設）

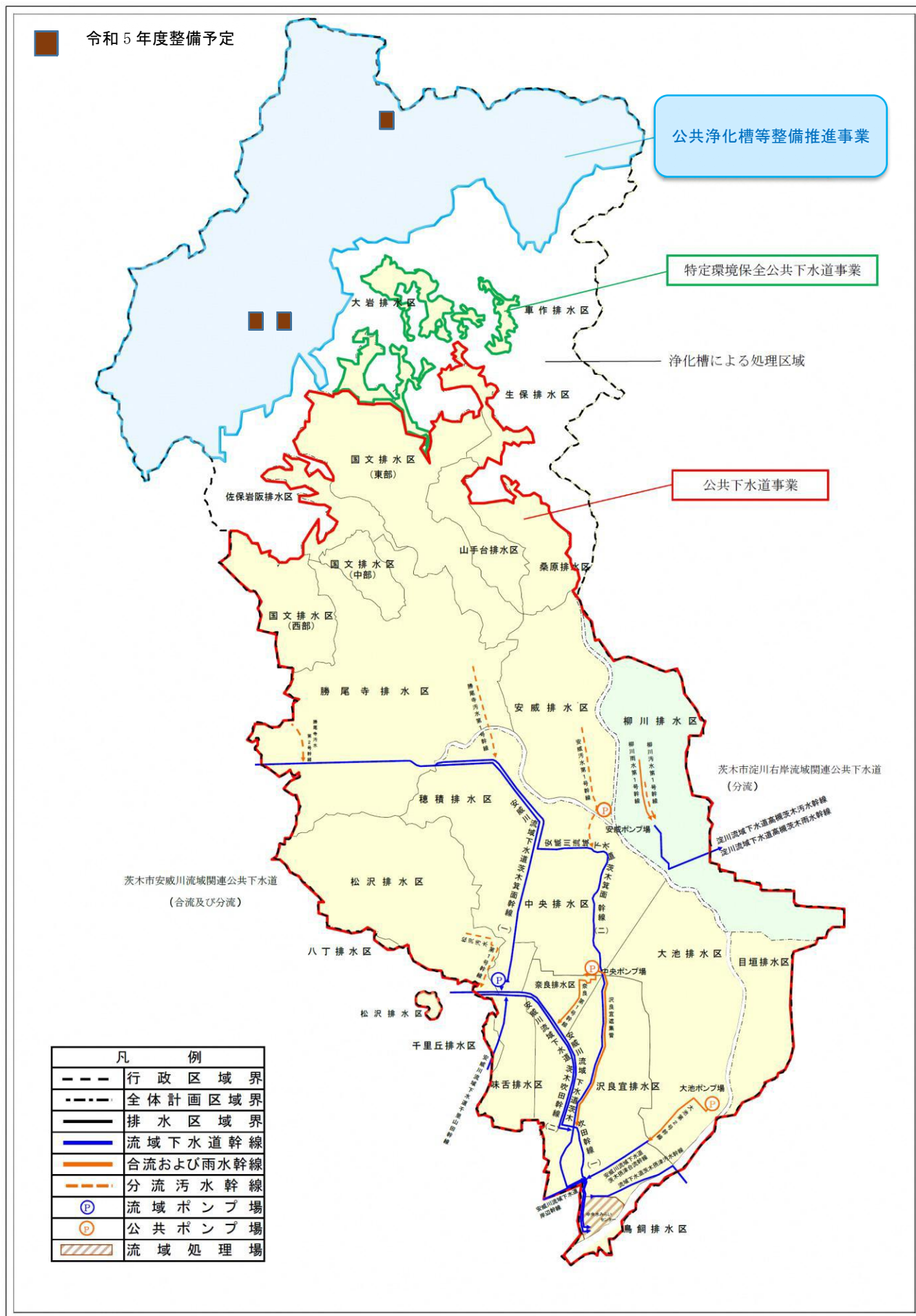


（令和 5 年度に焼却停止）

様式 1 添付資料 4 地域内の施設現況と予定（し尿前処理施設）



様式1 添付資料5 計画地域内の施設現況と予定（生活排水：茨木市）



様式 2

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2

事業種別 事業名称	事業番号	事業主体名称	規模		事業期間		総事業費(千円)						交付対象事業費(千円)						備考		
			単位	開始	終了		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		令和5年度	
○エネルギー回収等に関する事業							9,949,262	0	0	1,096,482	3,953,630	4,249,400	649,750	6,548,479	0	0	820,530	2,716,228	2,732,510	279,211	
茨木市環境衛生センター基幹改良事業	1	茨木市	450	t/日	R2	R5	9,515,000			1,092,540	3,953,630	3,819,080	649,750	6,239,047			816,588	2,716,228	2,427,020	279,211	
茨木市環境衛生センター場内整備事業	2	茨木市	450	t/日	R2	R4	434,262			3,942	0	430,320		309,432			3,942	0	305,490		
○浄化槽に関する事業							27,895	6,306	7,766	4,380	2,344	1,171	5,928	19,986	4,782	5,916	3,402	1,764	882	3,240	
公共浄化槽等整備推進事業	3	茨木市	18	基	H30	R5	27,895	6,306	7,766	4,380	2,344	1,171	5,928	19,986	4,782	5,916	3,402	1,764	882	3,240	
○施設整備に係る計画支援事業							26,240	0	18,980	7,260	0	0	0	22,924	0	18,980	3,944	0	0	0	
茨木市環境衛生センター基幹改良事業 (事業番号1)に係る発注仕様書作成業務	1	茨木市	1	式	R1	R1	3,992		3,992					3,992		3,992					
茨木市環境衛生センター基幹改良事業 (事業番号1)に係る事業者選定業務		茨木市	1	式	R1	R1	908		908					908		908					
茨木市環境衛生センター基幹改良事業 (事業番号1)に係る実施設計業務		茨木市	1	式	R1	R1	14,080		14,080					14,080		14,080					
茨木市環境衛生センター場内整備事業 (事業番号2)に係る発注仕様書作成業務	2	茨木市	1	式	R2	R2	7,260			7,260				3,944			3,944				
○廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業							59,473	9,612	49,861	0	0	0	0	59,473	9,612	49,861	0	0	0	0	
茨木市環境衛生センター基幹改良事業 (事業番号1)に係る調査事業	1	茨木市	1	式	H30	R1	59,473	9,612	49,861					59,473	9,612	49,861					
合 計							10,062,870	15,918	76,607	1,108,122	3,955,974	4,250,571	655,678	6,650,862	14,394	74,757	827,876	2,717,992	2,733,392	282,451	

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 大阪府

(1) 事業主体名	茨木市
(2) 施設名称	茨木市環境衛生センター
(3) 工期	令和2年度 ～ 令和5年度
(4) 施設規模	処理能力 450 t/日（150 t/日×3 炉）
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼方式 シャフト炉式ガス化溶融炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有（発電効率 20.65%） ・ 無 2. 熱回収の有無 有（熱回収率 %） ・ 無
(7) 地域計画内の役割	老朽化により能力の低下した施設の基幹改良を行い、延命化を行うことにより、一般廃棄物を迅速かつ衛生的に処理を行うとともに、二酸化炭素排出量の削減（6%）及び、効率的なサーマルリサイクルを行う。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス 熱利用率	k Wh／ごみ t
(11) バイオガスの利用 計画	

(12) 総事業計画額	9,949,262 千円 うち交付対象事業費6,242,989千円
-------------	--------------------------------------

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 大阪府

(1) 事業主体名	茨木市
(2) 事業名称	公共浄化槽等整備推進事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止と快適な生活環境の創造を図ること。
(4) 事業期間 (生活排水処理基本計画期間)※ 生活排水処理基本計画をもって地域計画に代える場合に括弧書きで記載。	平成30年度 ～ 令和5年度
(5) 事業対象地域の要件	人口
(6) 事業計画額	交付対象事業費 19,986 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【公共浄化槽等整備推進事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	3基 (7人分)	2,646千円	3,515千円	2,646千円
6～7人槽	13基 (34人分)	14,580千円	20,530千円	14,580千円
8～10人槽	2基 (6人分)	2,760千円	3,850千円	2,760千円
11～15人槽	基 (人分)			
16～20人槽	基 (人分)			
21～25人槽	基 (人分)			
26～30人槽	基 (人分)			
31～40人槽	基 (人分)			
41～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
共同浄化槽	人槽 基 (戸数)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
雨水貯留槽等 再利用	基			
改築費 (災害)	基			
改築費 (長寿 命化)	基			
事務費				
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	調査費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正 化推進費			
合 計	18基 (47人分) ※基数の合計には、宅内 配管費、撤去費、改築費 を除く。	19,986千円	27,895千円	19,986千円

計 画 支 援 概 要

都道府県名 大阪府

(1) 事業主体名	茨木市			
(2) 事業目的	茨木市環境衛生センター基幹改良事業のため			茨木市環境衛生センター場内整備事業のため
(3) 事業名称	茨木市環境衛生センター基幹改良事業（事業番号 1）に係る発注仕様書作成業務	茨木市環境衛生センター基幹改良事業（事業番号 1）に係る事業者選定業務	茨木市環境衛生センター基幹改良事業（事業番号 1）に係る実施設計業務	茨木市環境衛生センター場内整備事業（事業番号 2）に係る発注仕様書作成業務
(4) 事業期間	令和元年度	令和元年度	令和元年度	令和 2 年度
(5) 事業概要	事業番号 1 の事業実施に関し必要となる発注仕様書等の作成を行う。	事業番号 1 の事業実施を行う事業者を選定する。	事業番号 1 の事業実施に関し必要となる実施設計を行う。	事業番号 2 の事業実施に関し必要となる発注仕様書等の作成を行う。
(6) 総事業計画額	3,992 千円 うち交付対象事業費 3,992 千円	908 千円 うち交付対象事業費 908 千円	14,080 千円 うち交付対象事業費 14,080 千円	7,260 千円 うち交付対象事業費 3,944 千円

長寿命化総合計画策定支援概要

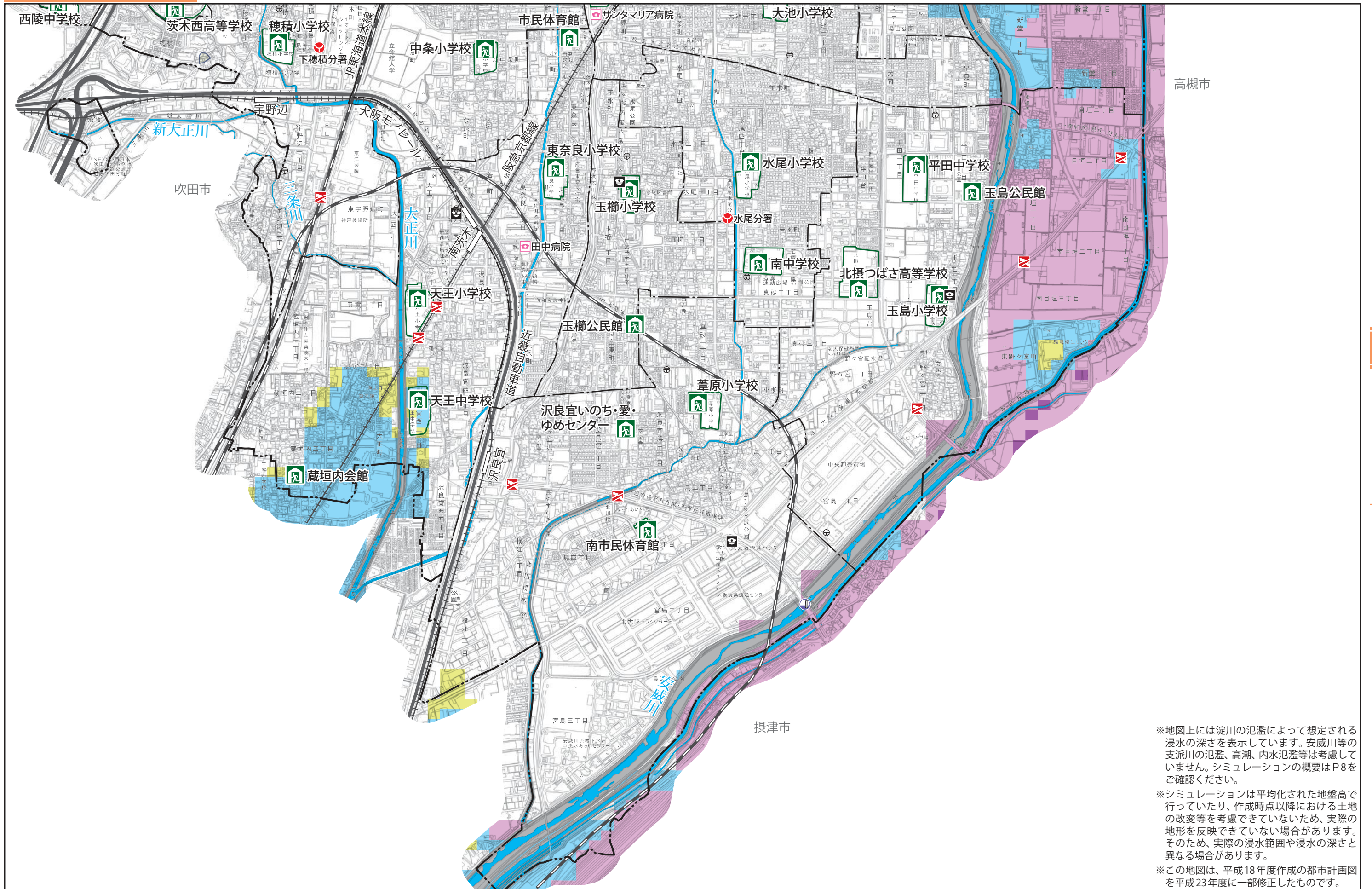
都道府県名 大阪府

(1) 事業主体名	茨木市
(2) 事業目的	茨木市環境衛生センター基幹改良事業のため
(3) 事業名称	茨木市環境衛生センター基幹改良事業（事業番号 1）に係る調査事業
(4) 事業期間	平成 30 年度～令和元年度
(5) 事業概要	事業番号 1 の事業実施に関し必要となる長寿命化総合計画の策定及び第 1 工場建屋の劣化状況を調査する。
(6) 事業計画額	59,473 千円

3 ハザードマップ 淀川その1(葦原、玉島、天王小学校区)

茨木市洪水・内水ハザードマップ

洪水ハザードマップ(淀川)



※地図上には淀川の氾濫によって想定される浸水の深さを表示しています。安威川等の支派川の氾濫、高潮、内水氾濫等は考慮していません。シミュレーションの概要はP8をご確認ください。

※シミュレーションは平均化された地盤高で行っていたり、作成時点以降における土地の改変等を考慮できていないため、実際の地形を反映できていない場合があります。そのため、実際の浸水範囲や浸水の深さと異なる場合があります。

※この地図は、平成18年度作成の都市計画図を平成23年度に一部修正したものです。

凡例



警察署・交番等



主な病院



水位観測点



市境界

小学校区界

浸水の深さ

5.0m 以上
3.0 ~ 5.0m 未満
0.5 ~ 3.0m 未満
0.5m 未満

土砂災害警戒区域 (急傾斜)
土砂災害警戒区域 (土石流)

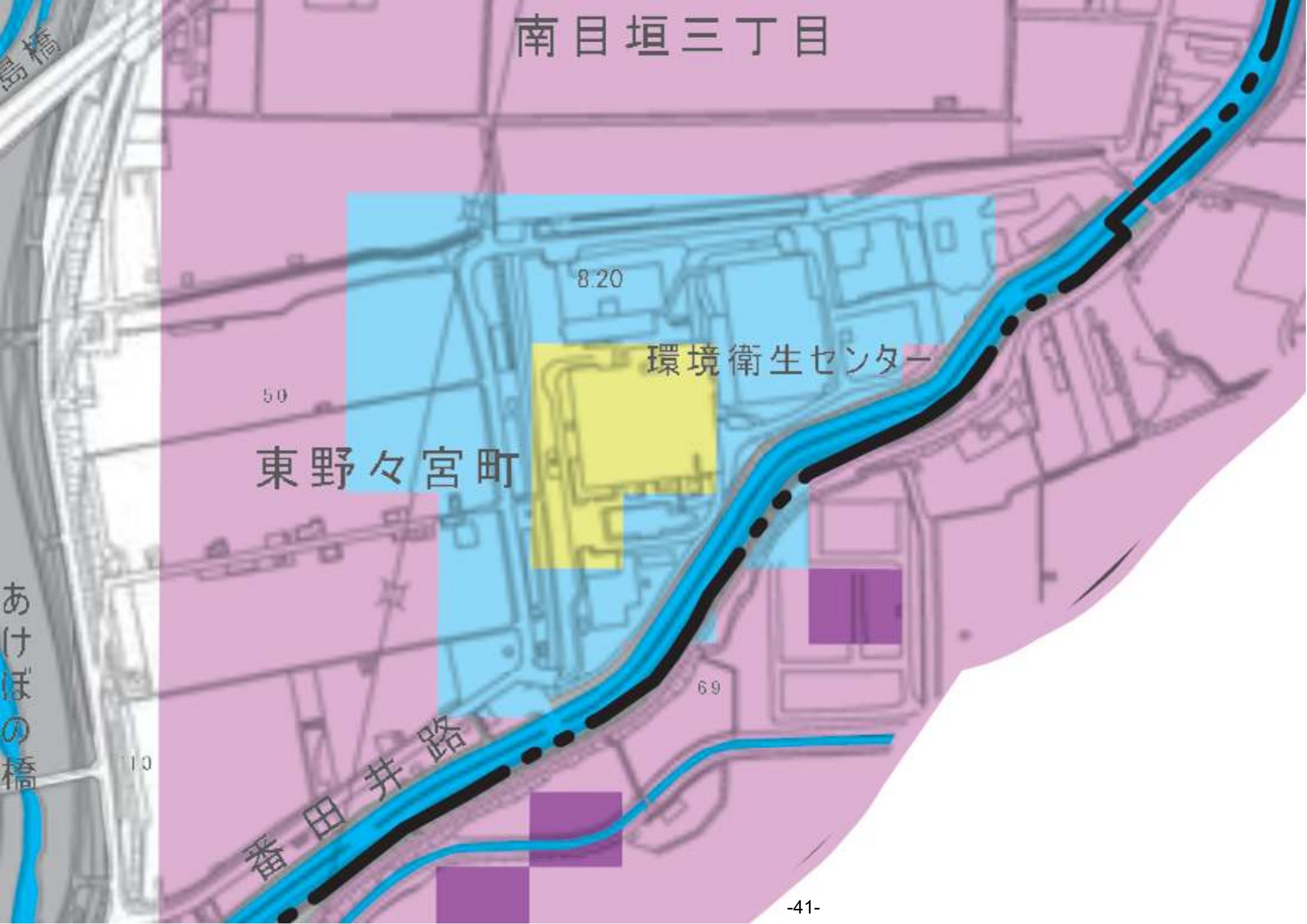
土砂災害危険箇所 (急傾斜)
土砂災害危険箇所 (土石流)
土砂災害危険箇所 (地すべり)

3

ハザードマップ

淀川その1(葦原、玉島、天王小学校区)

46



南目垣三丁目

8.20

環境衛生センター

東野々宮町

50

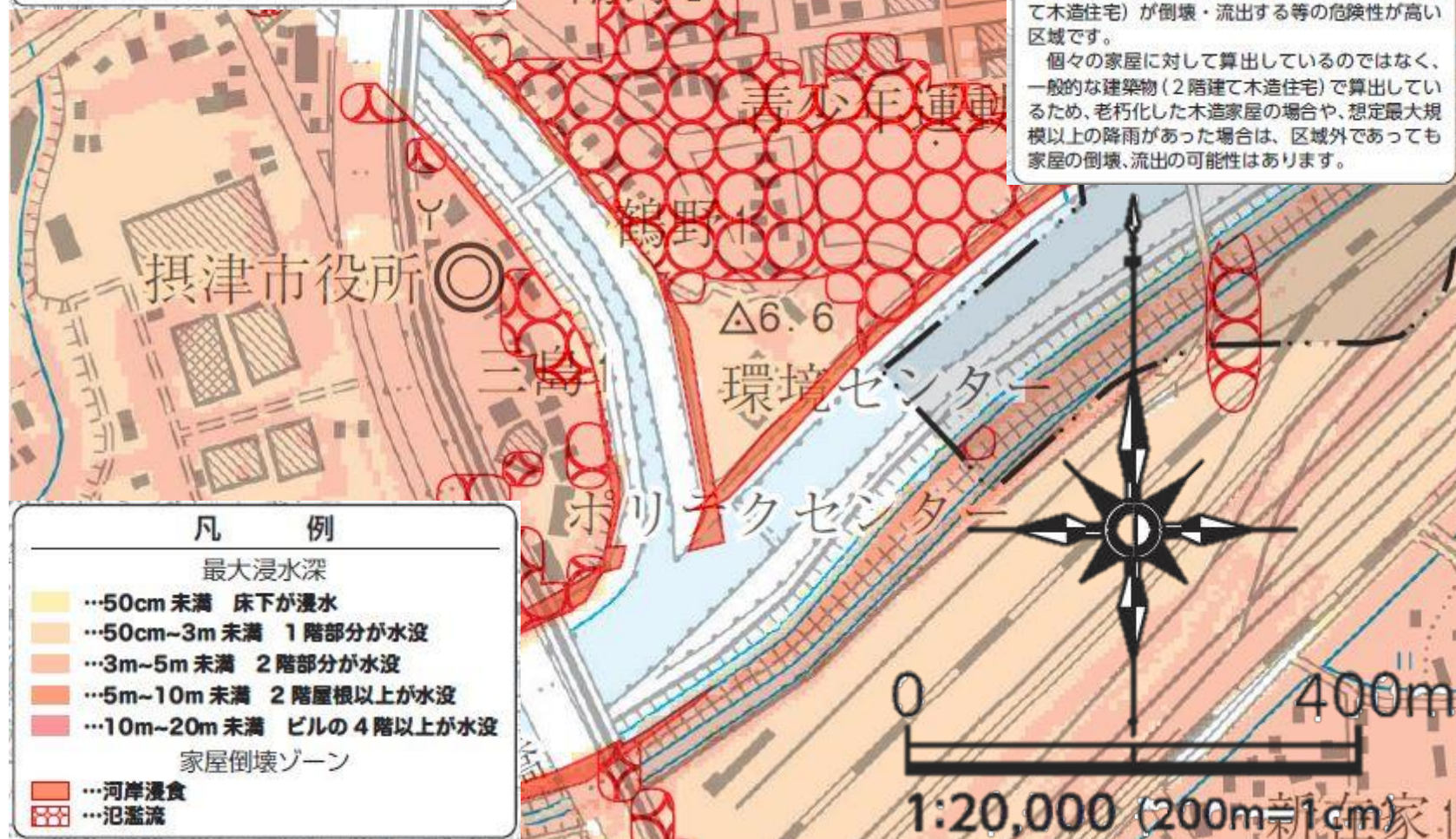
69

番田井路

あけぼの橋

島橋

この洪水ハザードマップは、安威川、山田川、正雀川、大正川、境川がはん濫した場合の浸水状況を示しています。(想定最大規模降雨：1時間で189ミリ、24時間で776ミリの降雨規模)
はん濫による着色が無い地域でも、状況によって浸水することがありますので注意してください。



家屋倒壊ゾーンについて

河川はん濫による洪水時に家屋が流出・倒壊等のおそれがある範囲を示すもので、想定する最大規模の降雨による堤防が決壊した場合に、現行の建築基準法に適合する一般的な建築物（2階建て木造住宅）が倒壊・流出する等の危険性が高い区域です。

個々の家屋に対して算出しているのではなく、一般的な建築物（2階建て木造住宅）で算出しているため、老朽化した木造家屋の場合や、想定最大規模以上の降雨があった場合は、区域外であっても家屋の倒壊、流出の可能性はあります。

家屋倒壊ゾーンについて

河川はん濫による洪水時に家屋が流出・倒壊等のおそれがある範囲を示すもので、想定する最大規模の降雨による堤防が決壊した場合に、現行の建築基準法に適合する一般的な建築物（2階建て木造住宅）が倒壊・流出する等の危険性が高い区域です。

個々の家屋に対して算出しているのではなく、一般的な建築物（2階建て木造住宅）で算出しているため、老朽化した木造家屋の場合や、想定最大規模以上の降雨があった場合は、区域外であっても家屋の倒壊、流出の可能性はあります。

この洪水ハザードマップは、淀川がはん濫した場合の浸水状況を示しています。（想定最大規模降雨：24時間で360ミリの降雨規模）

はん濫による着色が無い地域でも、状況によって浸水することがありますので注意してください。

凡 例

最大浸水深

- …50cm未満 床下が浸水
- …50cm～3m未満 1階部分が水没
- …3m～5m未満 2階部分が水没
- …5m～10m未満 2階屋根以上が水没
- …10m～20m未満 ビルの4階以上が水没

家屋倒壊ゾーン

- …河岸浸食
- …氾濫流

